

主 論 文 要 旨

No.1

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	岡部克哉
主 論 文 題 名： 第一次世界大戦前の日露協調				
(内容の要旨) 本論文は、1907年の第一次日露協約成立から第一次世界大戦勃発までの日露の協調関係がいかなる特徴や性格を有するものだったかを検討するものである。その際、この日露協調には、利害調整や紛争防止、緊張緩和などに関連した“消極的”側面、つまり潜在的な対立とその調整に関する側面と、協力や提携といった“積極的”側面、つまり利害の一致とその一致に基づく共同行動に関する側面があるという理解を前提とした。 第1部では、日露協調の成立を第一次及び第二次日露協約という形式面を通して検討した。 まず第1章では、第一次日露協約の成立過程を扱った。ポーツマス講和条約締結後の日露関係は依然不安定なものであり、講和条約に基づく戦後処理交渉がそうした不安定さを露呈させることになっていた。1906年末から1907年初めにかけて、戦後処理交渉の難航と日本に対する軍事的警戒感の高まりの結果、対内的・対外的立て直しを必要としていたロシアは対日関係安定化策として政治的協約を提案するに至った。ロシアの提案に対する日本の政策決定者たちの反応は必ずしも一様ではなかったが、対露関係の正常化が必要であるという認識は概ね共有されており、さらなる日露衝突の回避を主目的とした“消極的”な協調としての第一次日露協約が締結されることになったのである。 また、戦後処理交渉及び第一次日露協約交渉において、関係改善の潜在的だが、重大な障害として浮かび上がっていたのが“門戸開放”原則だった。対英関係を重視する日本にとって、第二次日英同盟の目的の1つである、清における“門戸開放”原則擁護とあからさまに矛盾しかねない立場をとることは不可能だったが、対するロシアは、ポーツマス講和条約において“門戸開放”原則に反する権益の放棄を宣言しつつも、具体的な交渉では自国の権益をこの原則の例外とすることを目指したのである。第一次日露協約をめぐる交渉では、これは外モンゴルへの“門戸開放”原則適用を明記するか否かという問題として表出し、協約自体は成立したものの、両国の姿勢の違いは解消されないまま残された。 第2章では、第一次日露協約締結前後のロシア軍部の対日警戒感を検討することで、ロシア軍人の脅威認識と日露協調に対する姿勢を明らかにした。ロシア軍部の対日警戒				

感の根底にあったのは、日露戦争が、中東鉄道遮断の可能性をはじめとして極東領土の防衛能力に深刻な打撃を与えたという認識であった。極東領土の軍事的脆弱性は中長期的には克服可能なものだともみなされていたが、このような状況は、ロシア側を安心させるどころか、むしろ、日本による予防戦争や先制攻撃の誘因となるとの見方につながった。加えて、日本国内の軍備拡張を求める動きも一因となり、両国間の「セキュリティ・ジレンマ」も解消されていなかった。軍事的にみれば、第一次日露協約は日本政府に当面の間ロシアを攻撃する意図がないことを意味していたといえる。しかし、それはロシア極東領土の防衛体制の不備という能力面の問題の解決するものではなかった。それゆえに、外務省の努力が日本との協定締結という結果をもたらそうとも、あるいはロシアの対外政策の重心が西方にあるとの見方がほとんど共通認識となろうとも、軍部は日本の軍事的脅威に無関心ではいらなかった。軍事的観点からすれば、問題は外交関係の改善あるいは悪化という一時的な状況変化にあるのではなく、またロシアにとってヨーロッパが重要であるという前提も東アジアの軍事的状況を変えるものではなく、ロシアは東西二正面戦争の可能性を警戒し続けなければならなかったのである。

第3章では、第二次日露協約の成立過程を検討し、この協約によって日露協調が“消極的”側面を維持しつつ、“積極的”側面も有するようになったことを示した。1908年から1909年にかけて、ロシア側では対日警戒感が再燃していた一方で、日本側では、満州権益の維持や拡大のためにはロシアとの協力を模索するべきであるとの機運が生まれていた。アメリカによる満州中立化提案は、そのような隔たりを第二次日露協約という形で調整する機会を与えることになった。しかし、この協約をアメリカへの対抗策という観点からのみみることはできない。ロシアが協約締結に向かった背景には、日本との対立を避けたいという意図が強く働いており、日本側にも満州における勢力範囲確定を今後ロシアが再び南下を始める可能性に備えるためのものとみなす発想があった。それと同時に交渉当事者たちの間では、すでに将来における満州分割の可能性も意識されており、ロシア側では清を対象とした日露共同歩調の実現も期待されていたのである。もともと、協力の具体的内容は条文には含まれておらず、将来の交渉次第だった。

第2部では、第二次日露協約成立後の日露協調を、具体的な運用という実態面から検討した。

第4章では、辛亥革命勃発前の“積極的”協調の例として、満州中立化提案への対応及び露清関係悪化に関連した日露交渉を扱った。まず満州中立化計画の中心にあった鉄道の国際管理化に対する反対をめぐっては、日露の提携は十分に機能した。しかし、日本側の理解では、この提携はあくまで“門戸開放”原則擁護に矛盾しない形で行われたものだった。その後、交渉の焦点が錦愛鉄道権益というより従来の問題へと移ると、

主 論 文 要 旨

No.3

日露の提携は動揺をみせることになる。ロシアはあくまで計画に抵抗する姿勢をみせたが、日本は計画への原則的賛成と参加を表明し、“門戸開放”原則を重視する方針をとったのである。もっとも、錦愛鉄道敷設計画への態度の違いは、日本の方が権益に関する主張の対外的正当性をより重視していたことに由来するに過ぎないともいえる。これに対して、日露両国の利害が直接的に対立することとなったのが対清政策全般に関する問題だった。清の利権回収の動きに警戒を強めていたロシアは、清に対して強硬姿勢をとるために日本との提携を利用しようとしたが、日本はむしろ親善政策によって清における影響力を確保することを望んでいた。日本の対清方針とロシアのそれは真っ向から対立していたのである。日本は軍事的危機を避けるためにある程度までロシアと協力する姿勢をみせたものの、対清強硬方針は受け入れず、ロシアが求めた満州における軍備制限を拒否した。このように、“積極的”協調の最初の成果は精彩を欠いたものだったが、両国とも依然として“消極的”協調を必要としており、加えて対清政策での提携についても長期的には立場を接近させることが可能だという期待感が存在していた。

第5章では、辛亥革命勃発後の日露協調を主に満州・モンゴル問題に焦点を当てつつ検討した。“積極的”協調の実現の程度という観点からすれば、辛亥革命をめぐる日露の提携は限定的なものにとどまった。辛亥革命勃発直後から翌1912年はじめにかけて、日露両国は様々な動きをみせていたとはいえ、政府レベルでは、満州の現状変更を積極的には追求しないという態度で一致していた。しかし1912年1月末、サゾノフの主導により、ロシアが、清の弱体化と対日協調を利用しつつ、外交的手段を通して満州での地位強化を目指す方向へ舵をきると、日本とロシアの立場は乖離し始めた。清・中国本部での勢力拡大を追求するという方針に従っていた日本は、ロシアの動きに同調しなかったのである。ただしそのようななかでも、両国は第三次日露協約を成立させている。これによって日本とロシアは、満州西部及び内モンゴルでのそれぞれの勢力範囲を相互承認することになった。もっとも、第三次日露協約は、第二次日露協約の対象範囲を地理的に拡大したものに過ぎず、それゆえ第二次日露協約と同様に“消極的”側面も有していた。その観点から焦点となったのは満州ではなく、モンゴルだった。第一次日露協約によってすでに日本から外モンゴルにおける地位の承認を受けていたロシアは、モンゴルの独立運動を利用することで、モンゴルでの立場を強化しようとした。モンゴルをめぐるロシアと中国が対立を深めていく一方、対華融和姿勢を維持し続けていた日本は、ロシアの南下への対抗策という形をとりつつ、満蒙五鉄道契約を中国との間に成立させた。こうした日本の動きはロシア側の対日懸念を強めることになり、ロシアも満州における鉄道権益の獲得や防備強化に動くことになった。ただし、日露両国とも対立を

主 論 文 要 旨

No.4

表面化させようとはしておらず、あくあまで相互に承認した枠組みのなかで行動していた。それゆえ、対立や不一致は協調関係の枠内に留まっていたといえる。日露協調は辛亥革命への対応を通して“積極的”側面の限界を露呈したが、同時に“消極的”側面が機能していることも示したのである。

第6章では、日露の“積極的”協調の一例として、旧四国借款団問題を取り上げた。旧四国借款団による幣制改革借款の問題が持ち上がると、日露の満州権益が脅かされることになったにもかかわらず、両国の態度は当初一致しなかった。その重要な原因として“門戸開放”原則に対する態度の相違が存在した。日本は、幣制改革借款が日本の満州権益を直接脅かすものでない限り、これを容認せざるを得ないとの立場に立っていたが、ロシアは満州における自国の地位に対する挑戦にはあくまで抵抗する姿勢をみせたのである。その後、満州の独占を企図したと解釈し得る幣制改革借款契約第16条の存在が明らかになったことで、日本とロシアは、旧四国借款団の「独占権ヲ破ル」という大義名分を掲げて、共同歩調をとることが可能となった。もっとも、第16条の修正または削除で満足すべきとする日本と、第16条問題を満州から旧四国借款団を排除するための単なる口実とみなすロシアでは、依然として立場が異なっていたが、旧四国借款団側の抵抗と辛亥革命勃発による幣制改革借款問題の後景化により、日露間の相違が表面化することはなかった。1912年に入って清朝が滅亡し、袁を臨時大總統とする形で南北の妥協が成立すると、幣制改革借款問題に代わり、列国による中華民国政府支援という性格を持つ改革借款の問題が浮上した。日露は対華政策をめぐって異なる態度をとっており、それゆえ改革借款に対しても異なる反応をみせることになる。中国本部への勢力扶植を目論む日本は当初から参加に積極的な態度を示していたのに対し、政治借款を対華交渉上の圧力手段とみなすロシアは改革借款の実現を望まなかったのである。1912年3月に日本が、ロシアとの意思疎通が不十分なまま改革借款への参加を表明したことで、ロシアは予期しない形で孤立することになった。結果、追い込まれたロシアは、改革借款への妨害を断念し、日本に追従する形で借款加入へと方針転換することになった。旧四国借款団問題をめぐる日露提携は実現したものの、それは満州及びモンゴルにおける利害の一致から単純に導かれるものではなかったのである。

“門戸開放”原則をめぐる態度の違い及び対清・対華政策の違いという障害により、日露協調の“積極的”側面を機能させるのには困難が伴った。しかし、両国にとってより重要だったのは“消極的”側面が維持されていたことだった。日露関係にとって1907年から1914年の期間は、満州等をめぐる利害の一致に基づく提携関係の時代というより、勢力圏分割と相互抑制による緊張緩和の時代だったというべきだろう。